

# 鹿角市立十和田中学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日

## ○基本方針策定の趣旨

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命にまたは身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。

「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、本校では、すべての生徒が安心して生活し、共に学び合うことができる環境を地域社会全体で作り上げることを目指し、学校、家庭、地域、その他関係者が連携して、いじめの未然防止と早期発見、適切な対処を図るための基本方針を定める。

## 1 いじめの防止のための取組（未然防止のための取組等）

- (1) いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、すべての生徒を対象としたいじめの未然防止に、主体的かつ積極的に取り組む。
- (2) すべての教育活動において、心を育てることを実践し、他への優しさ、自分自身を律する強さの育成に努める。
- (3) 学校の教育活動全体を通じて、生徒の自他の生命を大切にする心、自他の人権を守ろうとする心、公共心及び道徳的実践力を育成するよう努め、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させる。
- (4) 生徒自身がいじめについて主体的に考え行動できるよう、生徒と共にそれぞれの発達段階に応じたいじめ防止の取組を進め、学校や地域全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるように努める。
- (5) 道徳の時間の充実を図り、道徳的実践力の育成・向上を図る。
- (6) 分かる授業づくりを進め、全ての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。
- (7) 学校基本方針を基に「いじめ」について教職員の校内研修を行い、共通理解を図る。
- (8) いじめ防止等に関する取組を推進、実施するために、管理職と関係職員による「いじめ不登校対策委員会」を設置する。
- (9) hyper Q U等の客観的データを活用しながら集団内での人間関係を把握し、自己有用感・自己肯定感を高めるとともに差別・蔑視・疎外意識をもたずにすむ集団づくりを推進する。

## 2 早期発見・早期対応の在り方（兆候を見逃さない、見過ごさないための手立て）

- (1) ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認識する。
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口を生徒及び保護者に周知するなど、生徒が訴えやすい体制を整え、学校と家庭、地域、関係機関が連携していじめの早期発見に努める。

## 3 いじめへの対処

- (1) いじめであることが確認された場合、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する。
- (2) 組織的な対応を行うとともに、家庭や教育委員会への連絡・相談を行う。また、事案に応じ、関係機関との連携を図る。
- (3) 重大事案が発生した場合には、直ちに学校の設置者に報告し、学校設置者の指導助言の下、「学校いじめ防止対策委員会」に、関係する専門家を加えた「学校いじめ調査委員会」を設け、調査を行う。

## 4 地域や家庭との連携

- (1) P T Aや学校評議員、地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設ける。
- (2) 学校が行う体験活動や「ふるさと・キャリア教育」の充実により、生徒が大人と関わる機会を多く設定し、いじめの未然防止と早期発見に努める。
- (3) 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて、スクールカウンセラー等との連携を図るほか、学校以外の相談窓口についても生徒及び保護者に周知するなど、情報の共有や事案への対応についての連携体制を構築する。
- (4) 十和田中学校区の児童会・生徒会運営協議会を設置し、あいさつ運動やボランティア活動などを共同で実施することにより、「心」の成長に資する。
- (5) この方針については、学校のホームページで公開する。